

社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会役員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

第1条 社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会役員(以下「役員」という。)等に対する報酬及び費用弁償の支給については、この規程の定めるところによる。

第2条 理事長に対する報酬は、次のとおりとする。

- 2 月額報酬は、定額30,000円とする。
- 3 交通費は、実費を支給する。

第3条 理事及び監事に対する報酬は、次のとおりとする、

- 2 理事 理事会出席1日につき4,000円。交通費は実費支給。
- 3 監事 会計監査出席1日につき5,000円。理事会・評議員会出席1日につき3,000円。交通費は実費を支給する。

第4条 評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

- 2 評議員会出席1日につき3,000円
- 3 交通費は実費を支給する。

第5条 役員等に行事打合せ等、理事会・評議員会以外の用務を依頼した場合は、報酬と交通費の実費を支給する。

- 2 前項の報酬は1日につき2,000円とする。
- 3 前2項の規定については、他に規程がない場合、会員等他の者に業務を依頼した場合に準用する。

第6条 その他必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年12月7日より施行する。

この規程は、平成28年7月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。